

平成 25 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 ケ ネ デ ィ ク ス 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 川 島 敦  
(コード番号:4321 東証一部)

問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 田 島 正 彦  
電 話 番 号 (03)3519-2530

## **株式報酬型ストックオプション制度の導入について**

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く)及び従業員(以下「本制度対象者」)への株式報酬型ストックオプション(新株予約権)制度(以下「本制度」)を導入することについて決議しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 本制度導入の理由等

当社は、競争力あるアセットマネジメント会社として持続的な成長を続け、株主価値を増大するためには、当社の成長に貢献できる優秀な人材を継続的に確保していくことが極めて重要であると考えます。その観点から、当社では、経営陣に関する報酬について、以下の3点に基づいた方針を持っています。

- (1) 株主との利益の一致
- (2) 会社および個人の業績の反映
- (3) ゴーイングコンサーンとしての企業形態の維持発展への貢献

当社は、上記方針に基づき、本制度対象者に対して導入を決定しました。

当社は、本制度対象者の業績及び株主利益の連動性を一層高めること等を目的として、平成 25 年 2 月 14 日に策定した平成 25 年度を初年度とする3か年の中期経営計画(その後の変更を含みます)における一定の事項(配当実施及び受託資産残高)の達成をストックオプションの行使条件とします。

なお、本制度に基づくストックオプションは平成 25 年中に割当てを予定しています。

具体的な割当日等を含むストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項等については、現時点で未定であり、別途取締役会による決議がされた時点で開示します。

2. 本制度対象者の人数及び想定付与額

	本制度対象者	想定付与額
取締役 (社外取締役を除く)	3名	取締役(社外取締役を除く)に対する役員報酬総額 180 百万円の範囲内とする。ただし、60 百万円相当(注 1)を上限(注 2)とする。
従業員	46名	160 百万円相当を上限(注 2)とする。

注 1: 当社は取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に関連する議案「取締役の報酬(取締役報酬総額の内枠)改定の件」(以下「本議案」)を、平成 25 年 3 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議します。

注 2: 新株予約権の発行を決議する取締役会前日の当社株式の終値を基準とします。

3. 本制度の概要について

本制度対象者に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てるものです。

本制度対象者に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

	取締役を対象とする本制度	従業員を対象とする本制度
①新株予約権の目的である株式の種類及び数	新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。	(同左)
	新株予約権の目的である株式の総数は、6,000 株を、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数の上限とする。	新株予約権の目的である株式の総数は、16,000 株を、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数の上限とする。
	各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」)は1株とし、付与株式数が調整された場合には、取締役(社外取締役を除く)に交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記②の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。 付与株式数の調整は、本議案の決議の日(以下「決議日」)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率 また、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要	(同左)

	とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。	
②新株予約権の総数	新株予約権の総数6,000個を、割り当てる新株予約権の数の上限とする。	新株予約権の総数 16,000 個を、割り当てる新株予約権の数の上限とする。
③新株予約権の払込金額 (注)	新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。	(同左)
④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	(同左)
⑤新株予約権を行使することができる期間	新株予約権の割当日を3年経過した日から3年以内の範囲で、取締役会において定める。	(同左)
⑥譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。	(同左)
⑦新株予約権の行使の条件	一定の業績条件を達成した場合に行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。	(同左)

注:本制度では、新株予約権の割当てに際して、当該新株予約権の公正価格を基準として決定される払込金額の払込みに代えて、本制度対象者の報酬債権等をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しています。

#### 4. 本制度の概要について

取締役に対する本制度の導入は、本議案における決議(以下「本決議」)を前提とします。一方で、従業員を対象とする本制度については、本決議の結果にかかわらず導入する方針です。

以上